

埼玉県立毛呂山特別支援学校学則

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、埼玉県立特別支援学校管理規則（以下「管理規則」という。）第13条の規定に基づいて、埼玉県立毛呂山特別支援学校の運営に関する必要事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 本校は、埼玉県立毛呂山特別支援学校と称し、埼玉県入間郡毛呂山町大字川角1024番地1に置く。

(教育の目的)

第3条 本校は、学校教育法第71条（昭和22年法律第26号）に基づいて教育を施すことを目的とする。

(学部及び定員)

第4条 本校に小学部、中学部及び高等部を置く。

2 高等部の生徒定員は管理規則の別表による。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日（11月14日）

- (4) 開校記念日 6月27日
- (5) 春季休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (6) 夏季休業日 7月15日から9月5日までの間において校長が定める期間
- (7) 冬季休業日 12月20日から1月10日までの間において校長が定める期間

(8) 学年末休業日 3月20日から3月31日までの間において校長が定める期間

2 前項第5号から第8号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。

3 校長は、第1項第5号から第8号までの休業日を定め、あらかじめ埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

4 校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て授業日を休業日とすることができる。

第3章 教育課程

第7条 本校の教育課程は、特別支援学校の小学部・中学部・高等部学習指導要領及び埼玉県が示す特別支援学校教育課程編成要領小学部・中学部・高等部編の基準により、校長がこれを定め、委員会に届け出るものとする。

2 教育課程表は、別に定める。

（教科用図書）

第8条 教科用図書（以下「教科書」という）は、委員会が採択したものを使用する。

2 教科書の発行されていない教科の、主たる教材として使用する準教科書については、委員会の承認を得て、校長がこれを定める。

3 教科書又は準教科書と併用する副読本及び学習帳等は、校長がこれを定める。

第4章 課程の修了及び卒業の認定

（課程の修了の認定）

第9条 各学年の課程の修了の認定は、児童・生徒の出席状況、学習成績等により、校長がこれを行う。

（卒業の認定）

第10条 校長は、本校における所定の全課程を修了したと認められる者に対して卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第5章 入学、退学、転学、出席停止及び原学年留置

(入学)

第11条 本校に入学（転学を含む）できる者は、次の各号に該当し、小学部及び中学部にあつては委員会が法令に定めるところにより、入学を通知した者とする。

- (1) 小学部にあつては、学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者。
- (2) 中学部にあつては、学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者。
- (3) 高等部にあつては、次のアのいずれかの条件を満たし、かつイ及びウに該当する者。

ア 次のいずれかの条件を満たす者。

(ア) 特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は、中等教育学校の前期課程を修了した者。

(イ) 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者。

イ 保護者とともに県内に居住している者。

ウ 学校教育法施行令第22条の3に該当する者で知的障害を主な障害とする者。

2 高等部への入学は、選考により、校長がこれを許可する。

(志願手続)

第12条 小学部及び中学部入学者は、入学届を提出するものとする。

2 高等部への入学志願者は、入学願書の外に、入学に必要な書類を出身校長を経て、所定の期日までに、本校校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第13条 高等部へ入学を許可された者に対し親権を行う者、若しくは親権を行う者のないときは後見人（以下「保護者」という。）は、所定の期日までに在学保証書を校長に提出しなければならない。

2 保護者が死亡し、又は保護者に変更があったときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。

3 保護者、児童・生徒が、転居又は氏名変更等をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。

(休学、復学及び退学)

- 第14条 高等部の生徒が疾病その他やむを得ない事情によって、休学又は退学しようとするときは、その理由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 前項の休学は、2カ月以上引き続き出席できないとき、願い出ることができる。
- 3 前項により、休学を願い出たときは、校長は、2年以内の期間でこれを許可することができる。
- 4 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 5 第1項によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することがある。

(転学)

- 第15条 児童・生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、高等部の生徒にあつては、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 高等部に他の学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の上、相当学年に転入学を許可することがある。

(出席停止)

- 第16条 校長は、感染症にかかり、若しくはそのおそれのある児童・生徒に対して、出席停止を命じることがある。

(原学年留置)

- 第17条 児童・生徒の出席状況・学習成績等から、その児童・生徒の修了又は卒業を認めることができないと校長が判断したときは、当該児童・生徒を原学年に留置することがある。

第6章 賞罰

(表彰)

第18条 校長は、成績、人物その他が優秀であって、他の模範となる児童・生徒に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第19条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条及び同法施行規則第13条の規定の範囲内で、児童・生徒に懲戒を加えることがある。

第7章 補則

(服喪)

第20条 児童・生徒は、親族が死亡した場合、次の表に掲げる期間、服喪のために忌引を受けることができる。

死亡した者	忌引日数
父母	5日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯(叔)父母・甥・姪	1日

2 校長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、表以外の親族が死亡した場合にも、必要な日数の忌引きを認めることができる。

(細則の制定)

第21条 校長は、学校の管理運営に関し、必要と認める場合には、細部について別に定める。

(学則の変更)

第22条 本学則の変更は、委員会の承認を得て、校長がこれを行う。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

この学則は、平成4年9月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、令和8年4月1日から施行する。